

訪問介護事業契約書

____様（以下、「利用者」といいます。）と訪問介護事業所まごころ（以下、「事業所」といいます。）は、事業所が利用者に対して行なう指定訪問介護事業及び、介護予防訪問介護事業、生活支援訪問サービスについて次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険に関する趣旨に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じてできる限り自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護（ホームヘルプサービス）を提供します。

第2条（契約期間）

- この契約の有効期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護（要支援）認定の有効期間が満了する日までとします。
- この契約期間の満了する日の7日前までに、利用者から契約終了の申し出がない場合には、この契約は次の要介護（要支援）認定の有効期間が満了する日まで自動的に更新されるものとします。

第3条（提供するサービス）

- 事業所は、訪問介護員等を利用者の居宅に派遣し、介護保険法に定められた訪問介護のサービスを提供します。
- 事業所が、サービス内容の変更を必要と認める場合または利用者がサービス内容の変更を希望する場合は、双方の合意をもって訪問介護サービスの変更を行います。

第4条（訪問介護計画の作成・変更）

- 具体的なサービス提供に際しては、事業所は利用者またはその家族の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、訪問介護計画を作成します。
- 事業所が訪問介護計画の変更を必要と判断した場合またはその家族が訪問介護計画の変更を希望した場合には、事業所は、利用者またはその家族の希望を考慮すると共に、双方の合意をもって訪問介護計画を変更することとします。

第5条（サービスの中止）

- 利用者は、事業所に対して、サービス提供の前日17時までに通知をすることにより、料金を負担することなく、サービス利用を中止することができます。
- 利用者がサービス提供の前日17時までにサービス利用の中止を申し出ず、事業者がサービスを提供できなかった場合は、事業者は利用者に対して【別紙】のとおりキャンセル料を請求することができます。
- 但し、利用者は病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料金を支払うことなく、サービス利用を中止することができます。

第6条（契約の終了）

- 1 次の各号のいずれかに該当した場合には、この契約は自動的に終了します。
 - （1）利用者が介護保険施設に入所し、または入院した場合。
 - （2）利用者の要介護認定区分が自立（非該当）と認定された場合。

この契約の有効期間の満了日（当該自立（非該当）の認定が直前の要介護（要支援）認定にかかるこの契約の有効期間の満了日後に行なわれた場合にあつては、当該自立と認定された日）
 - （3）利用者が死亡した場合。
 - （4）利用者が、身体障害者療護施設へ入所する等、介護保険の被保険者としての資格を喪失した場合。

第7条（利用者の解約権）

- 1 利用者は、事業所に対してこの契約の解約を希望する日の7日前までに解約を申し入れることにより、利用者が希望する日をもって契約を解約することができます。但し、利用者は事業所に対して、この契約の解約を申し入れ、【別紙】に定める解約料を支払うことにより直ちに契約を解約することができます。
- 2 利用者は前項の規程に関わらず、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、解約料を支払う事なく、直ちにこの契約を解約することができます。
- 3 利用者は、前2項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当した場合には、文書で通知する事により、直ちにこの契約を解約することができます。
 - （1）事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - （2）事業所が、第11条に定める守秘義務に反した場合。
 - （3）事業所が利用者またはその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合。

第8条（事業所の解約権）

- 1 事業所は、次の各号のいずれかに該当した場合には、利用者に対して契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業所は利用者の居宅介護支援事業者に対し、情報を提供します。
 - （1）事業規模の縮小
 - （2）事業の休廃止
 - （3）利用者が遠方引越しするなど、やむを得ない事情により自らサービスの提供が困難になった場合。
- 2 事業所は、利用者またはその家族等が利用料の支払遅延など、故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業所の申し入れにも関わらず改善せず、この契約の目的を達することが困難となったときは、申し出より2週間以上の予告期間をもって契約を解約することができます。

また、下記の事例においては、直ちに契約を終了致します。

 - （1）暴言や暴力（直接的、間接的を問わず）（パワーハラスメント）
 - （2）威圧的又は性的な言動（パワーハラスメント・セクシャルハラスメント）

(3) 過剰な内容や無理な要求を求められる場合（カスタマーハラスメント）

(4) その他、通常な対応が行うに困難な場合等。

上記の場合、行政機関や多職種・関係機関と相談・連携を行い、速やかにしかるべき対応を行います。またその場合にかかる利用者の不利益に関しては、当方は一切の責任を負いません。

第9条（料金・支払方法）

この契約書に基づき、事業所が提供するサービス等に関する料金・支払方法は、【別紙】のとおりです。

第10条（重要事項）

この契約に際し、事業所は利用者に対して、あらかじめサービス提供に関する重要な事項を書面にして説明するものとします。また、その書面の内容は、本契約に規定されている内容を補完するものとします。

第11条（秘密保持）

- 1 事業所及び事業所が使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や家族または第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業所は、利用者及びその家族から「個人情報使用に関する同意書」にて同意を得て、サービス担当者会議や必要な機関との連絡・調整などに、本人や家族の個人情報を用いることができます。
- 3 事業者は、利用者及びその家族の個人情報を最大限に保護する義務を要しますが、虐待や不正などの法律・法令違反行為を認めた場合は、適正な機関への通報義務が優先されます。

第12条（賠償責任）

事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者またはその家族の生命・身体・財産または信用に損害を及ぼした場合には、利用者またはその家族に対して速やかにその損害を賠償します。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

保険の加入内容

賠償責任保険 日新火災海上保険株式会社

第13条（裁判管轄）

利用者と事業所は、この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、利用者の住所を管轄する裁判所を第一審裁判所とすることをあらかじめ合意します。

以上、この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

利用者 (住所) _____

(氏名) _____ 印

上記代理人 (住所) _____

(氏名) _____ 印 (続柄) _____
(電話番号) _____

事業所 (住所) 神戸市北区山田町下谷上字門口 9-4
(名称) 株式会社エイチ・ジー
代表取締役 堀越 健一 印

サービス事業所 (住所) 神戸市北区山田町下谷上字門口 9-4

(名称) 訪問介護事業所 まごころ
所 長 吉田 理恵子 印
(電話番号) 078 (582) 3637

訪問介護事業 契約書

訪問介護事業所 まごころ

訪問介護利用契約における利用者及び家族の個人情報使用同意書

私の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、訪問介護等を円滑に実施するために行なうサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

3 個人情報の内容

- ① 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が訪問介護を行なうために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ② 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見、認定結果通知等。
- ③ その他の情報

※ 「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

4 使用する期間 令和 年 月 日～当事業所と契約解除される日迄

以上

令和 年 月 日

訪問介護事業所 まごころ様

利用者 (住所) _____

(氏名) _____ 印

代理人 (住所) _____

(氏名) _____ 印

家族代表欄 (住所) _____

(氏名) _____ 印